

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件

(防衛省一八七)

○防衛省告示第百八十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成十九年九月二十七日次のとおり決定された。

平成十九年九月二十八日

防衛大臣 石破 茂

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
------	-----	------	------	-----

二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地…約二八、〇〇〇平方メートル
------	-------	-----	----	------------------

航空自衛隊が航空機格納庫用地等として
使用するため共同使用する。

三一二七	富士営舎地区	御殿場市	国有	土地…約一九、〇〇〇平方メートル
------	--------	------	----	------------------

民有 土地…約一三、〇〇〇平方メートル

陸上自衛隊が飛行場施設用地として使用するため共同使用する。

三一五四 沼津海浜訓練場 沼津市

国有 土地…約二七、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約一、一〇〇平方メートル

民有 土地…約六〇平方メートル

水域…約一三、五八〇、〇〇〇平方メートル
海上自衛隊が訓練場として使用するため共同使用する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有 工作物…滑走路等

岩国商工会議所がチャーター機の離着陸場及び停留場として使用するため共同使

用する。

使用期間…平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までのうち出発日及び帰着日の二日間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	建物…約二〇〇平方メートル	
------	-------	-----	----	---------------	--

訓練施設として追加提供する。

陸上自衛隊真駒内駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項

一〇七八 名寄演習場

名寄市

国有

が適用される。

建物…約八四〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

陸上自衛隊名寄駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設を使用して

いる期間中は、地位協定の関連ある条項

が適用される。

三〇八三 厚木海軍飛行場

綾瀬市

国有

建物…約二、一〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

消防署等として追加提供する。

三〇八七 池子住宅地区及び海

横浜市

国有

工作物…囲障等

軍補助施設

三一二七 富士營舎地区

御殿場市

国有

工作物…排水路

防災施設として追加提供する。

五〇二九 佐世保海軍施設

佐世保市

国有

建物…約七五〇平方メートル

排水路として追加提供する。

国有

工作物…水道等

倉庫として追加提供する。

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄市

国有

建物…約一七、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…門等

家族住宅等として追加提供する。